

双葉町都市計画審議会

日時 平成30年3月7日(水) 13:30～

場所 双葉町役場いわき事務所 大会議室

次 第

1 開会

2 委員の任命

3 あいさつ

4 報告事項

5 議事

議案第1号 双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設について

議案第2号 中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設について

6 その他

7 閉会

双葉町都市計画審議会委員名簿

平成30年3月7日

No.	属性	氏名	所属	本日の出欠
1	町議会議員	岩本 久人	双葉町議会(副議長)	出席
2	学識経験者	田中 清一郎【会長】	双葉町商工会(会長)	出席
3	学識経験者	大橋 利一	双葉町農業委員会	出席
4	学識経験者	大森 和明	福島県建築士会	出席
5	学識経験者(住民)	大橋 庸一	双葉町行政区長会(副会長)	出席
6	学識経験者(住民)	山本 真理子	双葉町教育委員	出席
7	学識経験者(住民)	澤上 榮	双葉町認定農業者協議会(会長)	出席
8	学識経験者(住民)	館林 孝男	双葉町自治会連絡会	出席
9	県の職員	木下 秀幸	福島県相双建設事務所 (企画管理部長)	出席
10	県の職員	廣田 雅幸	福島県相双農林事務所 (企画部長)	出席

【参考】 幹事(事務局)

1	建設課(課長)	猪狩 浩
2	建設課(主幹)	八木橋 大祐

本日の議案説明者(事務局)

1	復興推進課(課長)	平岩 邦弘
2	復興推進課(主幹)	網蔵 孝紀

平成29年度第1回
双葉町都市計画審議会

議案書

平成30年3月7日

議案第1号

双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設について

一団地の復興再生拠点市街地形成施設に、別紙のとおり双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を追加する。

○ 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間	平成30年2月19日～平成30年3月5日
意見書の提出	1件
意見の主旨	コミュニティセンター及び駅北側の町有地も一団地を含めた方が、公益的施設の利用者利便性向上につながる。
意見への対応	意見を踏まえ、駅北側も一団地の範囲に含めた。

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（双葉町）

都市計画双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり追加する。

名 称		双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設						
位 置		双葉郡双葉町大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷、大字新山字東館、大字下羽鳥字益田						
面 積		約 23.9 ha						
位置及び規模	特定公益的施設	約 5.8 ha	備考	官民複合施設、町民交流施設等を地区の中心となる東西駅前及び戸建住宅地と連担する地区南西部に配置する。				
	住宅・特定公益的施設	約 0.7 ha		住宅、商業施設等を地区の中心となる西側駅前に配置する。				
	住宅施設	約 9.5 ha		住宅等を住環境やコミュニティ形成に配慮して適宜配置する。				
	特定公益的・特定業務施設	約 0.4 ha		商業施設、業務施設等を既成市街地と連担する東側駅前に配置する。				
	特定公共施設	道路	種 別	名称	幅員	延長	備考	
			区画道路・歩行者専用道路	—	15～4 m	約 4,860m	駅東西に交通広場を配置する	
			地区に隣接する都市計画道路 3・5・6 長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
		公園及び緑地	公園を適宜設置する。					
		その他の公共施設	水路 約 0.1 ha 下水道 ①雨水：調整池を経由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。					
	小 計	約 7.5 ha						
		住宅施設 (戸建住宅に限る。)	特定公益的・ 特定業務施設	左記以外の施設				
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60/100	400/100	200/100				
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		40/100	80/100	60/100				
建築物の高さの最高限度		10m	—	—				

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、原子力災害対策特別措置法の規定により全域が避難指示区域となっている双葉町の中で、特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置付けられた双葉町中央地区の新市街地ゾーン内にあり、避難指示が解除されたのち、双葉町の働く拠点である新産業創出ゾーンと連携する住む拠点となる市街地を形成し、双葉町の円滑かつ迅速な復興及び再生を先導するため、本書のとおり、一団地の復興再生拠点市街地形成施設を追加するものです。

都市計画の決定に係る土地の区域

1 新たに都市計画を決定する土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

大字^{ながつか}長塚^{はらだ}字^{えびすどう}原田、^{まちにし}蛭子堂、^{ふかや}町西及び^{ふかや}深谷の各一部の区域

大字^{しんざん}新山^{ひがしだて}字^{ひがしだて}東館の一部の区域

大字^{しもはとり}下羽鳥^{ますだ}字^{ますだ}益田の一部の区域

議案第 2 号

中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設について

中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設について、別紙のとおり変更する。

(参考)

○ 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間	平成30年2月19日～平成30年3月5日
意見書の提出	なし

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（双葉町）

都市計画の中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称	中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設						
位 置	双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前、江又、深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田						
面 積	約 49.6 ha						
位置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設	約 3.7 ha	備 考	交流施設、産業、研究、業務施設等を8・5・1福島県復興祈念公園と隣接する地区東部に配置する。			
	特定業務施設	約 34.5 ha		産業、研究、業務施設等を地区全体に適宜配置する。			
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			幹線道路	—	14m	約 770m	3・5・6 長塚中野復興シンボルロード
			区画道路	—	12～8m	約 5,050m	
		地区を横断する 3・5・6 長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路（12m～8m）を配置する。					
その他の公共施設	下水道 ①雨水：調整池を経由して排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し排水路へ放流する。 水路 約 0.9ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。						
小 計	約 11.4 ha						
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	200/100						
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	60/100						
建築物の高さの最高限度	—						

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

アーカイブ拠点施設・産業交流センターと8・5・1福島県復興祈念公園の連携を図るため、区画道路の位置、線形及び延長を変更し、特定公益的・特定業務施設、特定業務施設及び水路の規模を変更しようとするものです。

併せて、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築物の高さの最高限度を定めようとするものです。